

平成30年 第3回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第3回総会
- 2・日 時 平成30年3月1日(木) 午後15時～16時05分
- 3・場 所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
	議案第3号	農地法第4条の規定による事業計画変更承認申請について	1件
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
	議案第5号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について	5件
	議案第6号	非農地証明願いについて	4件
	報告事項	農地法第18条の規定による合意解約通知について	1件

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成30年第3回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さん、こんにちは。今日は昨夜の大荒れの天気から打って変わってのいいお天気となっています。しかしながら、数日後には雨の予報も出ていますので寒かったり暑かったりしますので体調管理に気をつけてください。

さて、我々の農業委員も4月19日にて任期を終えようとしています。残りの任期を精一杯頑張ってくださいますようお願いいたします。

本日も慎重に審議をお願いします。

○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、10番(川尻宗代)、11番(福田タエ子)委員をお願いします。

日程第2 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請1番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

〇〇さんは〇〇さんの甥にあたられ、隣接地を耕作されています。

譲受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

○議長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○3番委員

譲渡人・譲受人は親戚関係です。地図でも分かりますとおり、隣接地を耕作され問題ないかと思われます。

○議 長

私の地元でもありますので私からも補足説明を申しあげますと、〇〇さんは定年を期に農業に専念されています。〇〇さんは〇〇さんの伯父にあたられ、〇〇さんが体調を崩され耕作が困難な状態にあられます。今までは〇〇の営農組合が耕作をしていましたが、一部は面積も狭く大型機械での作業も大変であり、今回の申請となっています。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第1号農地法第3条の申請1番は許可されました。

続きまして 議案第2号農地法第4条の申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします

○事務局

～議案書を朗読～

今回の申請では自宅の一部（西側）が無断転用されているため追認として始末書が添付されています。

○議 長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○3番委員

申請地は、〇〇地区となります。現地は、一部無断転用がありますが、分筆も行われ始末書の提出もなされていますので問題ないかと思われます。

○議 長

説明が終わりました。地元委員さん補足説明がありましたらお願いします。

○9番委員

現地確認委員も言われましたとおり、分筆もされての申請ですので問題ないと思われま

○議 長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○7番委員

地図と航空写真を見比べますと、宅地が農地になっているようですが。

○事務局

現在は、舗装をされ宅地となっています。

○議 長

他に質問ありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請1番は、許可されました。

続きまして、議案第3号農地法第4条の事業計画変更申請1番について議題といたします。

なお、続きまして、議案第4号農地法第5条の申請1番が関連しますので一括審議とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

計画当時は、筆界未定地で境界確認が出来なかったが、測量も完了し土地の相談が出来たことからの申請です。

～資料の読み上げ～

申請者はH29年7月の転用許可で自宅を建築中ですがやや狭かったということで今回、分筆され申請されています。

○議 長

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○2番委員

事務局の説明がありましたとおり、昨年7月に申請された土地と隣接地になります。申請地は住宅建設中でした。今回の申請と併せ問題ないかと思われます。

○議 長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。裁決は別々に行います。

議案第3号農地法第4条事業計画変更承認申請1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第3号農地法第4条事業計画変更承認申請1番について、承認されました。

続きまして、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第4号農地法第5条の規定による許可申請1番は、許可されました。

続きまして、議案第4号農地法第5条の申請2番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします

○事務局

～議案書を朗読～

申請地は宅地化が進みつつある地域です。周辺農地は不作付け地が多いところとなっています。

○議 長

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○1番委員

申請地は〇〇です。町道に面した土地で、数年耕作はなされず草刈管理が行われている土地です。問題ないかと思われます。

○議 長

説明が終わりました。挙手をもって質問してください。

○7番委員

申請地は、道路からの乗入口がありますか。

○事務局

水路がありますが、機械が入れるように一部蓋がかかっています。

○議長

他に質問ありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請2番は、許可されました。

続きまして

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請1番から5番について、一括議題といたします。

なお、報告事項についても関連しますので併せて事務局より説明をお願いします。

○事務局

～報告事項を朗読～

先に関連事項としてP41の合意解約を通知について報告します。前借受人の〇〇さんが体調不良から今後耕作をしないということで合意解約をされています。そこを今回申請の〇〇さんが借り受けられます。

～議案書を朗読～

以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

○議長

説明がおわかりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○8番委員

申請2番の賃借料は全体ですか。

○事務局

全体です。

○3番委員

申請5番ですが、有田の方が〇〇で耕作をされるんですか。

○事務局

〇〇者で、〇〇地区の他の場所も耕作されています。

○議長

他に質問ありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第5号 要請1番から5番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第5号要請1番から5番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして、議案第6号非農地証明願申請1番について議題といたします。

なお、本案件は福田委員関連なので福田委員は退席をお願いします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

自宅の裏の土地です。現地は山林となっています。

○議長

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○2番委員

申請地は、〇〇地区の申請人の自宅裏になります。杉が大きく成長し、畑の様相はありません。

○議 長

説明がおわりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第6号非農地証明願い申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第6号非農地証明願い申請1番について、許可されました。

では、福田委員入室を許可します。

続きまして、議案第6号非農地証明願い申請2番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

みかん畑に植林されているようです。現地は山林となっています。

○議 長

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○2番委員

申請地は、○○になります。以前は周辺全域みかんの栽培が行われていました。みかんの価格の暴落により植林されたのではないのでしょうか。

○議 長

説明がおわりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第6号 非農地証明願い申請2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第6号非農地証明願い申請2番について、許可されました。

続きまして、議案第6号非農地証明願い申請3番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

相続により取得されていることから、経緯書が添付されています。

○議長

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○1番委員

申請地は、〇〇との境です。現地は宅地化しています。

○3番委員

電柱の占用料の支払いはどこでしたか。

○事務局

個人でした。

○議長

他に質問ありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第6号非農地証明願い申請3番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第6号非農地証明願い申請3番について、許可されました。

続きまして、議案第6号非農地証明願い申請4番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

①は斜面で藪化しています。②は宅地の一部となっています。

○議長

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○2番委員

①の土地は、雑木が生い茂り畑の様相はありません。②の土地は、倉庫が建ち一部は駐車場となっています。

○議長

地元委員の補足説明はありませんか。

○5番委員

①は説明にもありましたとおり藪かして、法面で耕作は困難な場所です。②は以前から宅地状態です。

○議長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○9番委員

農地ではないというと宅地になるんですか。

○事務局

判断は、法務局の登記官が現地確認をされ地目を判断されることとなります。②は宅地か雑種地ではないでしょうか。

○議長

他に質問ありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第6号非農地証明願申請4番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第6号非農地証明願申請4番について、許可されました。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しましたが、その他、ございませんか。(なしの声)

これにて、平成30年第3回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、4月2日(月)の予定です。

(閉会)

総会 16時05分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 10番

署 名 11番

書 記 永尾 由美子